

FASB の動向 (2012年8月～2012年10月)

みやばやし あきひろ
専門研究員 宮林 明弘

FAF、新しく設立された非公開企業評議会のメンバーを任命 (2012年9月)

2012年9月19日、米国財務会計基準審議会 (FASB) の母体組織である米国財務会計財団 (FAF) の評議員会は、非公開企業評議会 (PCC) の議長を含む10人のメンバーを任命したことを公表した。PCCは新しい組織であり、非公開企業に適用する米国会計基準の修正について、FASBと協働する。

PCCの議長には、ビリー・M・アトキンソン氏 (Billy M. Atkinson) が任命された。アト

キンソン氏はプライスウォーターハウスクーパーズにて39年間勤務した後に、テキサス州政府会計委員会 (Texas State Board of Public Accountancy) の議長などを歴任し、2009年から2010年には全米州政府会計委員会協議会 (NASBA) の議長を務めていた。

当該任命に関する公表の詳細は、FAFのウェブサイトで閲覧できる。

FASB、ASU 第2012-4号を公表 (2012年10月)

2012年10月1日、FASBは、会計基準更新書 (ASU) 第2012-4号「技術的修正と改善」を公表し、会計基準のコード化体系に関する技術的な修正と改善を行った。

FASBによる会計基準のコード化体系 (FASB-ASC) は、民間企業に適用される権威ある米国会計基準として2009年9月に定められて以降、修正や明確化のための更新を行っている。

FASBは、2010年11月に、関係者から寄せられる意見に対処するため、また、米国会計基

準の改善をするために、技術的な修正、明確化及び改善を促進することを1つの継続的なプロジェクトとしてアジェンダに追加している。

本ASUでは、広範なTopicにわたって修正、明確化や改善が提案されている。会計基準コード化体系以前の文献の参照の修正やガイダンスの明確化、配置の変更などをセクションAで取り扱っており、「技術的修正及び改善 (Technical Corrections and Improvements)」と呼んでいる。また、FASB-ASC Topic 820「公正価値測定」の専門用語をコード化体系全体で統

一し、各 Topic のガイダンスを明確にするための更新をセクション B で取り扱っており、これを「公正価値測定に関する統一化修正 (Conforming Amendments Related to Fair Value Measurements)」と呼んでいる。

なお、セクション B による修正は、新たな公正価値測定を導入するものではなく、現行の実務の変更は意図されていないものの、特定の修正案が、既存の実務の変更を生じさせる可能性はあるとされている。

適用時期は 2 種類ある。経過措置のガイダンスがないものは、公表後に即日適用になる。また、経過措置のガイダンスがあるものは、公開企業の場合は 2012 年 12 月 15 日より後に開始する年度から適用され、非公開企業の場合は 2013 年 12 月 15 日より後に開始する年度から適用される。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、EITF 会議の合意に基づき 2 つの会計基準更新書案 (ASU 案) を公表 (2012 年 10 月)

FASB は、発生問題専門委員会 (EITF) による合意に基づき、2012 年 10 月 11 日に、以下の 2 つの ASU 案 (公開草案) を公表した。コメントの期限は双方とも 2012 年 12 月 10 日である。双方とも当該 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

- ASU 案「外貨換算 (Topic 830) : 在外事業体内の子会社ないし資産グループの認識中止時、ないしは在外事業体への投資の認識中止時における累積為替換算調整勘定に関する親会社の会計処理」

本 ASU 案は、累積為替換算調整勘定を解消して純利益に組み替える会計処理に関して、実務でばらつきが生じていることに対処することを目的としている。当該ばらつきは、サブトピック 810-10「連結-全体」に沿って会計処理するか、ないしはサブトピック 830-30「外貨換算-財務諸表の換算」に沿って会計処理するか、という違いから生じている。また、本 ASU 案は、持分法適用会社への投資を増加して支配を獲得した時の、累積為替換算調整勘定の会計処理で生じているばらつきにも対処している。

本 ASU 案は、親会社 (報告企業) による、

連結されている在外事業体内の子会社ないし資産グループへの支配財務持分の所有が終了した時に、親会社はサブトピック 830-30 を適用し、関連する累積為替換算調整勘定を純利益に組み替える、としている。したがって、売却や移転によって、当該子会社ないし資産グループを内包していた在外事業体の清算 (実質的な清算も含む) が生じた時のみ、累積為替換算調整勘定の純利益への組替えが実施される。

また、本 ASU は在外事業体への持分法が適用されている投資について、セクション 830-30-40 が依然として適用される、としている。したがって、持分法が適用されている在外事業体への投資について、部分売却があった場合、比例計算による部分的な累積為替換算調整勘定の純利益への組替えがなされる。

さらに、本 ASU は、次の 2 点の在外事業体への投資の売却について明確化している。1 点目は在外事業体への支配財務持分を (投資維持分にかかわらず) 喪失する結果となる場合、2 点目は取得日以前に資本持分を所有していた取得者が被取得者の支配を獲得する結果となる場合 (しばしば段階取得と称される) である。これらの場合では、累積為替換算調整勘定は解消

されて純利益に組み替えられる。なお2点目は具体的には、持分法が適用されている在外事業体に対して支配が獲得される場合のことであり、その際にはいったん投資がすべて売却され、直後に支配を獲得する取得があったと考える。

本 ASU 案は、適用日より後の認識中止に対して将来に向かって適用され、以前の報告期間への調整はされない。早期適用は認められる。具体的な発効日は本 ASU に対するフィードバックを EITF が考慮した後に決定される。

- ASU 案「連結 (Topic 810) : 連結される債務担保金融事業体における資産と負債の公正価値の差異に関する会計処理」

債務担保金融事業体 (Collateralized Financing Entity) が変動持分事業体 (VIE) として連結される際に、多くの企業は、当該債務担保金融事業体の金融資産と金融負債の会計処理に公正価値オプションを選択している。本 ASU 案は、連結される債務担保金融事業体の金融資産と金融負債の公正価値の差額に関する実務のばらつきに対処することを目的としている。

本 ASU 案は、債務担保金融事業体を「負債

証券を保有し、当該証券のみを裏付けとする受益権を発行する資本のない変動持分事業体」として定義した上で、当該事業体を連結する報告企業が当該事業体の保有する金融資産及び金融負債の公正価値を測定する際の会計処理を明確にしている。具体的には、債務担保金融事業体が保有する金融資産及び金融負債をネットのエクスポージャーとして捉え、測定日に当該エクスポージャーに対して市場参加者が実施する価格付けの方法に従って、当該債務担保金融事業体の金融資産と金融負債の公正価値を決定する。そして、そのポートフォリオとしての公正価値を、820-10-35-18F 項に基づく合理的な一貫した方法により、個々の金融資産及び金融負債に配分する。

本 ASU 案の適用による調整は、修正された遡及アプローチでなされる。つまり、適用日時点で存在する債務担保金融事業体についてのみ遡及的に適用する必要がある。なお、すべての債務担保金融事業体に対して遡及適用することも可能である。また、早期適用は認められる。具体的な発効日は本 ASU に対するフィードバックを EITF が考慮した後に決定される。

FAF、FAF 評議員会の新たな議長と評議員を発表 (2012 年 10 月)

FAF は、ジェフリー・J・ディアマイアー (Jeffery J. Diermeier) 氏が FAF の評議員会議長に選任されたことを 2012 年 10 月 17 日に発表した。また同日に、アン・マリー・ペタック (Ann Marie Petach) 氏を評議員に任命したことも発表した。

ディアマイアー氏は、2008 年まで CFA 協会のプレジデント兼 CEO であり、2009 年から現在まで FAF の評議員であった。彼は今後、2009 年 2 月に議長として選任された名誉議長

のジョン・J・ブレナン (John J. Brennan) 氏を引き継ぐ。議長の任期は 3 年である。なお、ブレナン氏は彼の 5 年間の任期の残りの期間である 2013 年 12 月までは、評議員として残る。

ペタック氏はブラックロック社 (Blackrock, Inc.) の CFO であり、評議員の空席を埋める形で任命された。任期は 2014 年 12 月までであり、追加の 3 年間の再任が可能である。

当該選任に関する公表の詳細は、FAF のウェブサイトでご覧できる。

FASB、ASU 第 2012-6 号を公表（2012 年 10 月）

2012 年 10 月 23 日、FASB は、EITF による合意に基づき、ASU 第 2012-6 号「企業結合 (Topic 805)：政府の支援下における金融機関取得の結果として取得日に認識した補償資産の事後の会計処理」を公表した。

企業結合会計の要求により、取得企業は取得後の報告期末において、補償資産 (indemnification asset) を、補償される負債ないし資産 (indemnified liability or asset) と同様の基礎で測定しなければならないが、補償資産の金額は契約上の制限を受ける場合がある。事後に公正価値で測定されない補償資産については、補償資産の回収可能性の評価が必要となる。

本 ASU は、政府（連邦預金保険公社 (FDIC) や全米信用組合協会 (NCUA)）の支援下で金融機関を取得し、損失負担契約（補償契約）がある場合において、「同様の基礎」と「契約上の制限」に関する解釈の仕方のばらつきに対処している。

本 ASU では、政府支援下で金融機関を取得した結果により取得者が補償資産を認識した時に、（補償される資産から生じる回収キャッシュ・フローに変化が生じたことにより）補償資産のキャッシュ・フローの回収見込みが事後的に変動した場合には、補償される資産の変動と同様の基礎で補償資産を測定することを要求している。なお、価値の変動は、補償契約の期間と補償される資産の残余期間のいずれか短い方の期間で償却される。

本 ASU は、公開企業と非公開企業の双方において、2012 年 12 月 15 日以降に開始する年次報告期間と期中報告期間から、適用日より後に取得する補償資産と適用日時点で存在する補償資産について将来に向かって適用される。早期適用は認められる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。